

令和 6 年 6 月 11 日現在

機関番号：32686

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2017～2023

課題番号：17K03391

研究課題名（和文）脱植民地化時代における空間秩序の位相 実効性なき領域秩序の可能性

研究課題名（英文）Sovereignty without Effectiveness--Exploring spatial ordering in International Law

研究代表者

許 淑娟（Huh, Sookyoon）

立教大学・法学部・教授

研究者番号：90533703

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,300,000円

研究成果の概要（和文）：本研究では、非ヨーロッパにおける国際法の受容の歴史的過程を「実効的な領域支配」という観点から精査し、その知見を活かしながら、植民地化以前の非ヨーロッパにおける領域秩序を対象とする国際判決を再検討した。現代の領域法は、植民主義を基礎とする既存の枠組の不適切性をかぎりなく回避あるいは希薄化させることによって、脱植民地化の契機を従来の枠組み内に取り入れた。しかし、このような植民地化の残滓を払しょくしようとするこうした試みも、依然として、当該領域に住む人々の営みを十分に尊重するものとはいえない。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究は、植民主義に由来する領域法が脱植民地化にどのように対応しているのかを、最新の歴史的知見を踏まえつつ、国際裁判判決の詳細な分析を通じて、可視化した点に学術的意義が存在する。「主権の表示」という概念の厳密な適用を回避するためと思われた書かれた合意への依拠やウティ・ポシディーティス原則の拡大適用、当事国の主観的要素の強調は、脱植民地化の契機を取り入れるものであったという理解も可能であると同時に、植民主義の残滓を払拭し得るものでないことが示された。脱植民地化の時代における領域法の可能性と限界を示したという意味で大きな社会的意義を有する。

研究成果の概要（英文）：This study reexamines international jurisprudence on the territorial order in non-Europe prior to colonization, utilizing the findings on the historical process of acceptance of international law in non-Europe from the perspective of “effective territorial control.” Modern law of territory has evaluated the opportunity of decolonization within its traditional framework by avoiding or diluting as much as possible the inappropriateness of the existing framework based on colonialism. However, even these attempts to dispel the residue of such colonization still do not fully reflect the livings of the peoples living in the territory.

研究分野：国際法

キーワード：領域法 植民主義 空間秩序 脱植民地化

1. 研究開始当初の背景

植民地独立(脱植民地化)から50年以上経った今も、植民地化と脱植民地化の影響を、国際法学では十分に位置づけているとは言いがたい。とりわけ、領域法においては、時際法というルールにしたがって、植民地化以前の出来事については当時の法を適用しつつも、その継続的なプロセスに関しては、現在の、すなわち、脱植民地化以降の国際法によって判断しなければならず、常に、植民地化と脱植民地化を意識せざるを得ない構造を持つ。それにもかかわらず、領域法が求める領域支配とは「実効支配」あるいは「主権の表示」という中立的な文言によって表現され、その限りにおいて、植民地化・脱植民地化が明示的に論じられることはない。

「見えない」ながらも、植民地化・脱植民地化の影響は根深い。研究代表者が、実際に旧植民地を扱った脱植民地化以降の国際判決を分析したところ、同じく「実効支配」を論じながらも、植民地化の際の「実効支配」とは質的に異なるように思える論理が見出せた。領域主権に伴う義務に直結しない領域支配である *effectivités* や、実態のない主権の表示の認定などである。脱植民地化以降の判決におけるこうした傾向を論じてきたものの、「国際法以前の領域秩序のあり方」や「歴史的イメージ」、植民地化と脱植民地化の過程(具体的には、国際法における領域秩序への順応)といった個別の事情を背景知識として踏まえたうえでなければ、脱植民地化における領域法の法的構造を説得的に提示することはできないというのが、本応募課題の着想に至った経緯であった。また、陸地のみならず、海洋法の一部も検討の対象に入れる必要がある。南シナ海仲裁においては「歴史的な」権利や権原が論じられ、結果的に排他的経済水域の出現により上書きされたと判断された。海洋と領土が截然と区別される以前における領域秩序を理解するための補助線になるためである。

2. 研究の目的

本研究の最終的な目的は、植民地化以前の非ヨーロッパにおける領域秩序を現代の領域法や海洋法によって適切に評価することができるのか、その可能性と限界の探求にあった。領土・海洋紛争は国際法の問題を超えて「歴史問題」としてフレーミングされる傾向がある。ヨーロッパの植民地化の歴史とともに発展した現代の領域法がこうした「歴史問題」をどのように捉え得るのかという問題意識に照らして、非ヨーロッパにおける国際法の受容の歴史的過程を「実効的な領域支配」という観点から精査し、その知見を活かした現代の領域法・海洋法の適用解釈の可能性を探る。

3. 研究の方法

アジアの地域研究の知見および海洋法条約の成立前史を二次文献(論文・判決)を中心に、領域法の視座より分析を行う手法を取る。植民地化以前の非ヨーロッパ圏において、領域に該当するものは何か、領域へと読み替えられる「何か」は何だったかを主たる問として、非ヨーロッパにおいて成立したとされる実効性なき領域秩序と現代の実効支配を基本とする領域秩序への接続の可能性を、領域法・海洋法の適用解釈論という形での展開を構想した。

具体的には、所属機関における韓国と英国における在外研究の機会を最大限に生かし、二次文献の渉猟およびその分析に従事しつつ、専門家とのヒアリング、国内外のワークショップ・研究会での報告や議論への参加を行い、それと並行して、まとまったものから活字として公表し、フィードバックを受けながら、研究の方向性を修正する手法を予定していた。韓国ではソウル大学をはじめとする大学研究者との交流に加えて、国会立法調査室といった立法に関わるスタッフや、政府系シンクタンクとも会合を重ねることで、歴史的知見・学術的知見のみならず、実務へのインパクトを常に意識することができた。英国においては、ローターパクト国際法センターは英国および欧州の研究のハブであり、各国の研究者・実務家との意見交換の機会を持った。さらに、「歴史の中の国際法」というプロジェクトが進行しており、歴史学徒と法学徒との対話に接することができた。この対話からは、いかに学際的な取り組みという見かけでなくとも、判決の分析や国家実行の検討という従来の法学徒が行ってきた作業において歴史学的な知見を取り込むことの可能性と必要性を学ぶことができた。在外研究終了後も、フランスや韓国、日本における国際会議に招聘され講演を行った際に多くのフィードバックを得た。

しかしながら、コロナ禍による渡航制限や対面の機会の減少等のため、研究期間後半においては十分な意見交換の機会を得ることはできず、文献分析に研究方法の重みをシフトした。他方で、研究期間開始直前から研究期間内において、非ヨーロッパにおける国際法の受容に関する著作や、グローバルヒストリーという観点から非ヨーロッパとヨーロッパの接触を再検討する著作の公表が続き、それらの検討に時間をかけることができた。

4. 研究成果

研究成果として、論考を7編公表し、国際会議やワークショップでの報告を8回行うことができた。在外研究先の韓国や英国における報告に加えて、フランスの国際法学会で報告できたことは、英語圏以外からのフィードバックを得たという意味で大きな意味があった。非ヨーロッパからの領域法の理論的な著作がフランスの国際法学会誌に仏語において公表されたことのインパクトが期待される。

これらの論考で示された本研究における成果は、いずれも、「主権の表示」アプローチといういわゆる「実効支配」を基にした領域法を適用しつつも、オリジナルな意味での「主権の表示」が必ずしも見いだせない非ヨーロッパ圏における領域紛争を扱った判決の分析に基づくものであった。研究当初の背景でも述べたとおりであるが、本研究においては、それらの判決においても、主権の表示アプローチは維持されつづけたこと、しかしながら、質的に異なる「主権の表示」あるいは「実効支配」として認定されてきたことを、従前の研究よりもはるかに精緻に可視化するとともに、このような「変質」の意義を植民地化および脱植民地化の文脈から肯定的に捉え得る可能性を示しつつも、その変質がもたらした歪みと領域法の限界を示唆するものであった。研究期間内にまで至ったことは、在外研究中に歴史学徒と法学徒の対話プロジェクトに接することができたことに加えて、コロナ禍による渡航制限に伴う研究期間の延長に負うところが大きい。その間に、チャゴス諸島をめぐる事例について関係者の意見をヒアリングしたこと、さらには、対面でのフィードバックが制限されている中、ロシアによるウクライナ侵攻という重大な国際法違反を受け、資料の読み直しを行ったことが本研究成果と今後の展望に影響している。

以下では、研究の論理的な流れに沿って、具体的な内容を概観する。実際は、資料のアクセスやフィードバックのタイミング、公表機会などで、研究を行った時期は前後あるいは並行している。

まず、本研究は、植民地化以前の非ヨーロッパ圏において、領域に該当するものは何か、領域へと読み替えられる「何か」は何だったかという問いを東アジアの万国公法受容時の議論から掘り起こすことから始まった。他方で、近年においては、受容した側における変容のみならず、受容させた側が内包した変容にたいする歴史学的な関心が高まっており、受容した側と受容させた側、両者からの知見をグローバルヒストリーとカテゴライズされ得る知見を吸収することに努めた。

この作業と並行的して、1980年代以降に国際裁判に付託された数多くの領域紛争事件のなかで、主権の表示アプローチを用いながらも、領域主権が実際に行使されているかが論じられない判決の再分析を行った。周知のとおり、パルマス島仲裁事件で展開された「主権の表示アプローチ」とは主権を行使することそれ自体によって領域主権の根拠を与えられるという動態的なアプローチであり、実際の領域主権の行使が決定的な意義をもつアプローチである。リビア・チャド事件判決における Senoussi Order の行為、カメルーン・ナイジェリア事件判決におけるナイジェリアの歴史的凝縮の議論、さらに、西サハラ意見、ペドラ・ブランカ事件判決やエリトリア・イエメン仲裁などの判決の分析を行った。これらは、*Uti Possidetis* 原則の拡大適用、*animus occupandi* や *act a titre de souverain* という形で当事国の主観的な意図への着目、territorial domain および人的な結びつきを援用しながら、非典型的な領域支配に対して「主権の表示」が存在するという推論を想定させる構造であった。本研究においては、こうした領域主権が実際に行使されているかを論じない国際裁判の傾向の意義について、少なくとも三点の要素、すなわち、書かれた権原における合意とはなにか、領域主権における主観的要素の役割は何か、主権と領域を繋ぐものとして、人的つながりや近接性というものの再浮上があったのではないかと、グローバルヒストリーからの知見に照らして検討を進めた。

これらの検討は、それぞれの紛争における植民地化および独立の経緯、国際法の位置づけについて子細に立ち入る必要があるが、「主権の表示」アプローチという、一見したところ、一般的かつ普遍的、さらには中立的に見える領域権原に関する定式とその適用に、夙に指摘されている植民地化の文脈のみならず、脱植民地化の影響があることは一般的に導き出せる結論であろう。ややもすると、書かれた権原あるいは何らかの合意に依拠することによって、植民地化以前の非ヨーロッパにおける領域秩序に対する現代の領域法による判断を回避したという消極的な評価がされがちな諸判決であるが、既存の領域権原論の枠内にとどまりながらも、脱植民地主義の契機を取り込むための、意思や合意の拡張という肯定的な観点からの再評価も可能となる。

なお、研究期間を延長している間に生じた国際情勢を踏まえて、最終年度には、実効性なき領域支配の限界事例の収集と、それらの従来領域法との接合を模索した。ロシアがウクライナを本来ロシアの土地であり取り返すために侵攻したといういわゆる「失地回復」という正当化の口実が、過去の他の事例(カメルーン・ナイジェリア事件とエリトリア・イエメン事件)において、国際法上、どのように評価されてきたのかを検討した。両事例ともに、当事国が自国から失われたと考える土地を回復するために武力行使に及び、その地に軍を駐留させたものの、国際裁判によって、軍の撤退が命じられ、その判決が曲がりなりにも履行された。さらに、失地回復の訴え

は、植民地化と脱植民地化のプロセスが分かち難く結びついていた事例であり、本研究の最終年度の一定の取りまとめとして位置付けることができよう。書かれた権原や何らかの「合意」に依拠することで、実効性を問わず脱植民地主義の契機を取り込み、領域の帰属を確定的に決定するという手法において、その地で行われる人々の営みを取り残されることが明らかになった。国際判決においては、領域法における判断に尽きることなく、住民への配慮を主文に取り込んだものの、皮肉なことに、その部分において、争いは続くことになった。

植民地化以前の非ヨーロッパにおける領域秩序を現代の領域法によって適切に評価することができるのか、その可能性と限界の探求という本研究の目的に照らして、本研究で明らかにされたことを確認するならば、現代の領域法は、既存の枠組を希薄化させるリスクを冒しつつも、枠組み内において評価してきたが、その試みは、領域法を形成した植民地化における抑圧とは異なるものの、やはりその地に住む人々の営みを反映したものではないということになる。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計4件（うち査読付論文 1件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 Huh Sookyeon	4. 巻 9
2. 論文標題 Marine Scientific Research in Japan's Practice	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 The Korean Journal of International and Comparative Law	6. 最初と最後の頁 281 ~ 293
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.1163/22134484-12340158	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 許淑娟	4. 巻 95巻11号
2. 論文標題 紛争が戦争とならないために 領域支配をめぐる対立の制御における国際法の役割・12 失地回復という問題（上） ハニシュ諸島紛争とバカシ半島紛争を題材として	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 104-109
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 許淑娟	4. 巻 95巻12号
2. 論文標題 紛争が戦争とならないために 領域支配をめぐる対立の制御における国際法の役割・13 失地回復という問題（下） - ハニシュ諸島紛争とバカシ半島紛争を題材として	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 77-82
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 許淑娟	4. 巻 1597
2. 論文標題 延長大陸棚の境界画定	5. 発行年 2024年
3. 雑誌名 令和5年度重要判例解説 ジュリスト臨時増刊	6. 最初と最後の頁 273-274
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計7件（うち招待講演 5件 / うち国際学会 4件）

1. 発表者名 Sookyoon Huh
2. 発表標題 Implications of Upcoming Legal Instrument on Marine Biodiversity Beyond Areas of National Jurisdiction (BBNJ) for Marine Scientific Research(MSR)
3. 学会等名 6th International Symposium on the Law of the Sea: UNCLOS at 25 years Challenges and opportunities in seeking an ever more autonomous and comprehensive maritime order (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 Sookyoon Huh
2. 発表標題 Les conditions d' appropriation d' un territoire insulaire
3. 学会等名 Journee d' etudes de la SFDI :Les iles et le droit international
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 Sookyoon Huh
2. 発表標題 Sovereignty without Effectiveness?--How International Courts and Tribunals Evaluate Non-western Pre-colonial Normative Systems in Territorial Disputes
3. 学会等名 International Law Discussion: Nottingham University (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 Sookyoon Huh
2. 発表標題 Sovereignty without Effectiveness?--Courts' Emphasis on Legal title
3. 学会等名 Lauterpacht Centre for International Law Roundtable (国際学会)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 Sookyeon Huh
2. 発表標題 Revisiting Title to Territory
3. 学会等名 KMI Collquium (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 許 淑娟
2. 発表標題 領域法の展望
3. 学会等名 Korean Maritime Institute Experts Colloquium (招待講演)
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 許 淑娟
2. 発表標題 脱植民地時代の領域法
3. 学会等名 Korean Congress Experts Colloquium (招待講演)
4. 発表年 2018年

〔図書〕 計4件

1. 著者名 Societe Francaise pour le Droit International, Jean-Louis iten, Niki Aloupi, Lucius Caflisch, Sookyeon Huh, Mathias Forteau, Ida Caracciolo, Pierre Bodeau-Livinec, Valerie Parisot, Frederique Coulee, Valere Nido, Hyun Jung Kim, Laphaele Rivier, Lucie Delabie, Sarah Cassella, Yaouba Cisse, Santiago Villalpando	4. 発行年 2020年
2. 出版社 Pedone	5. 総ページ数 286
3. 書名 Journee d' etudes de la SFDI :iles et droit international	

1. 著者名 岩沢 雄司、森川 幸一、森 肇志、西村 弓（編）	4. 発行年 2019年
2. 出版社 有斐閣	5. 総ページ数 810
3. 書名 国際法のダイナミズム	

1. 著者名 森川 幸一、兼原 敦子、酒井 啓亘、西村 弓	4. 発行年 2021年
2. 出版社 有斐閣	5. 総ページ数 250
3. 書名 国際法判例百選〔第3版〕	

1. 著者名 奥脇 直也、坂元 茂樹	4. 発行年 2023年
2. 出版社 有斐閣	5. 総ページ数 430
3. 書名 海上保安法制の現状と展開	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------

フランス	フランス国際法学会	パリ第8大学		
韓国	Seoul National University	Korea Maritime Institute		